



® 平成30年 9 月 6 日 (木)

No. 14768 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例③
著作権と物権との抵触及びバランスに関する考察 (1)

☆知的財産研修会 (AI/IoT関連発明の発掘と
競合他社に効くクレーム作成のポイント) (8)

中国2017年知財に関する重要判例③

著作権と物権との抵触及びバランスに関する考察

—「茅盾直筆原稿」の著作権紛争事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 王 洪亮

目次

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報

2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判定

III 著作権と物権との抵触及びバランス

おわりに

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会 (原則月1回18時から20時まで。懇親会あり) を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

はじめに

本件は、「2017年中国裁判所の十大知的財産事件」及び「江蘇省2017年知的財産司法保護の十大事件」から選ばれた、美術作品のオークション活動において著作権法、物権法、オークション法の3つの法律の交錯を調整すべき領域の関係主体の権利義務関係の問題に関するものである。判決には、物権者と著作権者の適法な権益のバランスが図られ、知的財産保護についてのオークション業者の注意義務が明らかにされている。また、判決には、美術作品の著作権と物権とが分離している場合において、原本の所有者が処分権、収益権、展示権を適法に行使する行為は、いずれも法律の保護を受けるものであり、著作権者には干渉する権利がないが、美術作品の原本の所有者による物権の行使は、当該作品の著作権者の適法な権利を侵害しないことを前提としなければならないことが指摘されている。オークション会社は、物権者の依頼を受けたオークション業者として、物権への保護に関わる注意義務のほか、さらに、合理的な著作権への保護に関わる注意義務も負い、適正で、職責を尽くしてオークション活動を実施し、著作権者の権益への損害を慎重に回避すべきである。

I 事件の概況

1. 基本情報

沈韋寧：一審原告1（二審上诉人1）

沈丹燕：一審原告2（二審上诉人2）

沈邁衡：一審原告3（二審上诉人3）

南京經典拍賣公司：一審被告1（二審被上诉人1）

張暉：一審被告2（二審被上诉人2）

判決の情報：

一審：南京市六合区裁判所（2016）蘇0116民初4666号民事判決書

二審：南京市中等裁判所（2017）蘇01民終8048号民事判決書

2. 事件の経緯

沈雁冰（1896.7.4～1981.3.27）、別名で茅盾は、中国現代著名な小説家、文学評論家、文化活動

家及び社会活動家である。茅盾先生は、1958年に、筆で創作した『最近の短編小説について』をタイトルとした評論文を雑誌社に投稿し、この評論文は『人民文学』1958年第6期に掲載されている。その後、張暉は該直筆原稿を手に入れた。2013年11月13日に、張暉は係争直筆原稿を含む複数の物品のオークションを南京經典拍賣公司（以下、經典拍賣公司という）に依頼した。2013年12月30日、經典拍賣公司是、デジタルカメラで撮った係争直筆原稿の高精細デジタル写真を会社のウェブサイト及びウェボにアップロードし、画像と文章を組み合わせた態様で直筆原稿を宣伝、紹介した。公衆は、經典拍賣公司のウェブサイトを開覧すれば、係争直筆原稿の全貌を見ることができ、ウェブページの拡大鏡機能で直筆原稿の各ページの細かな部分まで観察することもできる。プレビューの際に、經典拍賣公司是係争作品の原本を展示し、かつ参観者に係争オークション品が掲載されたパンフレットを提供した。2014年1月5日に、係争直筆原稿は、經典拍賣公司による2013年秋のオークション・中国書画特別セッションで出品され、第三者に1050万円の価格で落札されたが、その後に落札者が支払いを行わなかったため、オークションが不成立となり、係争直筆原稿の原本は依然として張暉の所有物である。オークション終了後にも、經典拍賣公司是インターネット上で係争直筆原稿を展示し続け、2017年6月までにはそれを削除した。茅盾先生の合法的相続人である沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は、張暉と經典拍賣公司の上記行為は係争手稿の著作権を侵害したとして裁判所に提訴した。一審裁判所は、係争直筆原稿の情報ネットワーク伝達権への侵害行為を停止した上で、沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に損害賠償金として10万円を支払うよう經典拍賣公司に命じる旨の判決をした。沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は一審の判決を不服として控訴した。二審裁判所は、「係争直筆原稿は文字作品でありながら、美術作品でもあり、張暉は係争直筆原稿の合法的所有者であり、オークションの形で自分の合法的な財産を処分することを選択する権利を有するので、張暉の行為は係争直筆原稿の著作権を侵害するものではない。一方、經典拍賣公司是係争直筆原稿の美術作品の公表権、複製権及び情報ネットワーク伝達権を侵害したため、侵害を停止して、謝罪し、損害賠償